

決算審査特別委員会

日 時 令和5年9月20日（水）

9：00～10：21

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）、山本議長

説明員 なし

傍聴者 なし

書 記 浅田事務局長、花倉書記

○近藤委員長 おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、先日、皆さん方と相談いたしました、決算審査意見書の内容について、たたき台として正副委員長に一任されていましたが文言を取りまとめましたので、ここで皆さん方に報告し、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。

それでは、最初に1、全般、「主要施策の成果及び財産に関する調書」には、補正予算の内容が記載されていないため、予算の執行状況を確認し難い。決算審査を的確に行うためには、補正予算も重要な要素なので、調書に補正の内容も併記され、審査に配慮されたいという文章に取りまとめました。

これにつきまして、皆さん方の意見がありましたらお伺いしたいと思います。

荒木博委員。

○荒木委員 大まかではありますが、今までなかったことでありますので、これは文章としても別に問題はないというふうに思います。いいと思いますよ。

○近藤委員長 ありがとうございます。そのほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、この意見で意見書といたします。

続きまして、2、地域づくり推進課に対してです。観光振興対策事業。令和4年度から移住定住関連事業及び観光振興事業の多くを（一社）山里L o a dにちなんへの委託事業として実施することとなり、職員9名体制でこの事業に取り組んだ。一般的に町事業を外部委託するメリットは、民間事業者を活用することにより、コスト削減や業務効率化が図られるというところにある。外部委託した場合と町自らが実施した場合のコスト並びに効

果が客観的に評価できるよう具体的数値として見える化を図られたいという意見にまとめました。

これに対して、皆さん方の意見をお伺いします。

岡本健三委員。

○岡本委員 私は、「一般的に」からの2行は要らないと思います。

○近藤委員長 「一般的に」から。

○岡本委員 3行目の頭、「一般的に町事業」から「図られるところにある」というその2行の部分は。

○近藤委員長 2行。

○岡本委員 はい。私はそこは、まるでこれだと、何ていうかコスト削減が図られたという、そういう資料を作りなさいと誘導してるようでして、客観的に本当に評価してどうなのかということをもし求めるとしても、そういう資料を求めればいいのであって、必ずしもコストが削減できない場合というのも、もちろんあると思いますので、この2行は要らないと思います。

○近藤委員長 という意見がありました。これに対して、その他の意見はありませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 前回もちょっと申し上げましたけれども、委託事業というのは、本来、町自らがやるべき事業に対して、やはりその効率性とか、コストの関係、あるいは専門的な知識が必要だというところで委託をするという基本でございます。やっぱり、そのところが評価がそちらにそういう数値を求めることによって評価をすることになるんじゃないかなというお話でしたけれども、例えばこれが町が自らやるとる事業であれば、やはりそれは同じように評価をするわけなんで、この評価がなかったらば、いわゆる決算の審査、予算の執行状況の効果というようなものがはかれなくなるんじゃないかと思います。そういう意味において、この2行というのは重要な意味を持つんじゃないかと私は思っております。以上です。

○近藤委員長 という相反した意見が出ておりますが、皆さん方のその他の意見としてありませんか。

それでは、荒金敏江委員。

○荒金委員 「外部委託した場合と」っていうところに、「コスト並びに効果が客観的に評価できるよう」というふうな文章が入っているので、あえて上の2行はなくてもいいの

じゃないかなというふうに思います。

○近藤委員長 どうでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 そうですね。コストとかいう言葉は、確かに最後の2行に書いてございますので、多分最後のところに業務の効率化とかいうところも加えて。いいですね、効果でいいですかね。最後の2行目のところに、「コスト並びに効果が客観的に」という表現がありますんで、分かりました。中間の2行というのは、削除しても、シンプルにしてもいいと思います。

○近藤委員長 現在、3行、4行の2行を削っても意味がつながるんじゃないかということで、これを切ってもよろしいという意見のほうが多数を占めてるように思いますが、これを残したほうがよいという意見がありましたらお伺いします。（「なし、オーケーです」と呼ぶ者あり）

それでは、ないようですので、この3行目、4行目の2行を削った文言を再度作りまして、また皆さん方に提示したいと思います。

荒木博委員。

○荒木委員 それで構いませんが、下の文書の中で、場合のコスト並びに効率、「並び」という表現がいいんだろうかなというのがちょっと思うんですが、その点はどうか。

○近藤委員長 どういう具合に変える案がありましたら、そちらのをお示し願いたいと思います。

○荒木委員 そうですか、大変難しい。例えば「コストや」とか簡単なほうが、並びと並んでしまっただけで並行するやな気がするんで、一緒にというような意味を含めて。皆さんの意見も伺いますけど、文章の表現だけですので、「並びに」というのがいいのかなあというのがあります。

○近藤委員長 その点も、では、正副委員長のほうで検討して、皆さんにお示し願いたいと思います。

続きまして、住民課、税務総務管理事務についてであります。町税の収入未済額は令和3年度決算では1,773万3,215円、令和4年度決算では1,968万4,771円であり、およそ195万円増加している。滞納金の実態把握と具体的な回収方法を検討するため、町税等未収金取組み会議を設置しているが、令和4年度は一度も開催されてい

なかった。開催できなかった要因は、人事異動や担当職員の認識不足等であるとのことであつたが、町財政の基本である税に対する認識が欠落していると言わざるを得ない。要綱の定めによる年2回の会議を開催し、事務事業のスケジュール管理を徹底することという文章にまとめましたが。

大西保委員。

○大西委員 2人の意見をまとめていただきましてありがとうございました。私は、最後の行のところで、特に今回は、平成30年度に、当時決算委員会で未収金であるとかいうものが論議を出まして、そして町として対策打とうということの中の一つの例として、要綱がつくられたわけです。その中で具体的に、副町長が座長で6月、10月に開催するというのをされて、その後4回、2回、2回とかいう形でされとったわけです。そして、中にも書いてありますが、要因はちゃんと書いてある、そのとおりですが、要するに私言いたいのは、要綱だけが本当の対策じゃなくて、これはまだ本当の対策になってないと思っております。つくっておるのに、認識がない。私自身も過去にも、いろんな監査をしたことあるんですが、同じこと2度、3度起こることは、それは対策が効いてないわけです。対策とは、全てが効果あるもんとは限りません。だから、半年後、1年後、3年後に、もう一度、その対策の効果があるかということを確認する。それを効果の確認というんです。ここに書いてあるスケジュール管理を徹底することだけでは、大変弱いと私は思っております。私の思いは、やはり歯止めという言葉はなかなかふさわしくないと思うんで、私と思えば、事務事業のスケジュール管理の徹底を対策を行うことと、対策。大事なのは対策なんです。徹底することだけじゃなくて、徹底する対策を行いなさいという言葉にしてはどうかと思っておるんですが、それでないと次、半年後、1年後、どのような対策を打って、それができているか。要するに、要因にも書いてあるように、人事異動がありました、人が替わりました、それはどこでも同じなんですよ。どの職場でも。車検切れも同じことでした。大体ミスはそういうもんです。人が替わる変化点なんですね。だから、それに対策を打たないと同じことを繰り返す。全然成長しません。だから、私はあえて、その対策を具体的に次回の予算審査か決算審査のときに、その対策見たいなと思っておりますので、本当にそれが効果があるべきかどうか。これは、いろんな事業も全てなんです。たまたま今回、この未収金の取組会議ということでもありますけど、ほかの仕事も同じなんです。よくいうのは、これを水平展開、横展開と言うんですよ。そういう目で見ないと1個ずつ潰していくのは大変なことになるので、私はあえて、歯止めという言葉はなくっても

結構なんで、管理を徹底する対策を行うことという文言を入れていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○近藤委員長 大西委員のほうから意見が出ました。下段の、一番下の段でありますけど、要綱の定めによる年2回の会議を開催し、事務事業のスケジュール管理の対策を行うことと変更したほうが、強く本来の趣旨が伝わるんじゃないかという意見でありました。これについての意見を求めます。

ないようです。では、その方向で、またこれも正副委員長のほうで直しまして、皆さんに報告したいと思います。それ以外のことで、意見がありましたらお伺いします。

岡本健三委員。

○岡本委員 私は、5行目と6行目はなくてもよいのかなというふうに思います。というのは、この際、開催できなかった要因というのは、今お話にもありましたけれども、あまり関係ない。とにかく、要綱に沿って開催しなければいけないというものですので、その部分をしっかりと言えばいいのであって、その原因とか認識が欠落してるとかっていうことは、ちょっと意見としては余分な感じがしますので、そこはなくてもいいように思いますが、いかがでしょうか。

○近藤委員長 「開催できなかった要因は人事異動」という文言から「欠落していると言わざるを得ない」という文言はなくてもよいではないかという意見であります。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 こういうふうな意見書を出して、それでしっかりと対応していただければ、それはもちろんそれが一番いい形ではあるんですけども、結局、今回このやっぱり、どうでしょうか、先ほど言われました2行の上のほうはあれかもしれませんが、特にその下のほう、何のための未収金取組会議なのかと。会をすりゃあいいいんじゃないかって、その目的。それはやはり、ここで再度、執行部側にも担当課にも認識していただきたいということで、ちょっと厳しい言い方ではありますけれども、本当にこういうふうな税の平等な徴収とかいうことを考えておられるのであれば、年2回の会議ができなかったってなことはないと思うわけです。やはり、何が駄目だったかということをししっかりと認識していただいて、それに対する、先ほど大西委員言われた対策をししっかりと取っていただくというのが、やはり文章的には伝わりやすいんじゃないかと思います。以上です。

○近藤委員長 そのほかありませんか。

この2行については、私も、この会議が2回開催されていなかったのと併せて、その理

由としての説明が大変不十分であったと認識しております。やはり、そういったことも、このたびは特に書いておく必要があるんじゃないかと思っておりますが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 私も委員長、それから提案者の岩崎委員のことについて賛成であります。やはり中身の一番大事なところ、やはりなぜかということ、後で2年、3年たったときどうだったかといった振り返りにも、ああいうことだったんだなということの一番重要なことだと思います。何でもかんでもカットするよりも、なぜそういったことになって、そして目的にあって、そして対策打つんだと、そしてあとまた効果を見るんだということで、重要だと思うんで、少しぐらい、長くなりますけども、やはりそれはヒアリングして、やはりその辺の課題まで見つけたということもありますんで、やっぱりあえて削除まではしなくてもいいんじゃないかと思っております。以上です。

○近藤委員長 一応、これは残す方向で取りまとめをしていきたいと思えます。

それ以外の箇所、文言等についての訂正、意見がありましたらお受けいたします。

大西保委員。

○大西委員 ちょっと私、一番最後のところに要綱の定めということ書いてありますが、実は上に、町税等未収金取組み会議とありますが、どうしても私、気になるのが、やはり要綱をつくったということが、物すごい大きな、一つは変化点だったんですね、平成31年に。だから、私とすれば、あえて言うならば、付け加えですけども、何ていうんですかね、要綱を検討するための町税等未収金会議要綱で設置するような、そういった要綱の正式名称として入れていただきたいなという思い持ってます。くどいようですけども、やはり以前に対策打った、あえてそこまで要綱までつくられたということ、私、重要視しておりますので、要綱があるのにしてなかったということです、その辺はどうでしょうか。何かその辺、要綱の文章を正式文書で入れていただけないかなという気はするんですが、入れなくても結構ですが、私の思いはそこにちょっとあります。

○近藤委員長 正式名称を記すことはあれですが、これ制定された年まで求められますか。年はいいいということで。大西委員のほうから、町税等未収金取組み会議要綱というこの要綱の名称を正式に記してほしいということです。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 正式には、町税等未収金取組み会議設置要綱でございます。

○近藤委員長 その町税等未収金取組み会議設置要綱という、その要綱の定めによるという文言に変えたほうがよいではないかという意見であります。これにつきまして、その他の方の意見を求めたいと思いますが、どちらのほうが適切と考えますか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 3行目に、いわゆる「町税等未収金取組会議を設置しているが」とあるんで、いわゆる設置してるその根拠的なものっていうのが設置要綱に書かれてるわけなんで、ここで、最後の行で要綱の定めによるといえば、もう普通一般的に考えて、その設置要綱だというのは理解できるんだと思いますが、同じ文言が、長いのがこの短い文章の中に2回出てくるっていうのも、逆に何かおかしいのかなと思いますので、このままでいいんじゃないかなと私は思います。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 じゃあ、私はそこまでこだわりません。以上です。

○近藤委員長 ありがとうございます。それでは、この要綱はこのままの文章にとどめたいと思います。

そのほかありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、最初に出ました一番最後の後段のほうを修正した文章を作って再提出したいと思います。

続きまして、環境保全対策事業。空き家対策特別措置法に基づき、空き家が管理不全な状況になることを防止するため「空き家対策協議会」を設置しているが、会議は令和3年、4年と2年間一回も開催されていない。空き家等の適正管理や老朽危険家屋の評価等、重要な協議会なので定期的な開催することという文言にまとめました。

荒木博委員。

○荒木委員 最後にちょっと委員長がかんでしまったところありましたが、そこがちょっと、開催をすることとか、開催をされたいというふうなほうがいいんじゃないかな。

○近藤委員長 開催とすることの間に、「を」を入れるということで。（発言する者あり）ある意味強い表現にしておりますので、することのほうで、委員長とすれば提案したいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 先ほどの町税のほうと、要はかぎ括弧で空き家対策協議会と書いてありますけど、その上の町税等未収金取組み会議はかぎ括弧をつけてないんです。こちら、いずれ

かに統一した方がいいかと思います。つけるならつける。つけないならつけないと。今はちょっとちぐはぐになっておりますんで。

○近藤委員長 これは、どちらのほうが妥当と皆さん方はお考えですか。（発言する者あり）では、正副委員長で統一した提示の仕方を検討して、皆さん方にお諮りしたいと思います。

そのほか、この文章についての意見はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これも文言の加筆と、それから空き家対策協議会のかぎ括弧の取扱いについて文章を訂正して、また皆さん方に報告したいと思います。

裏面に移ります。教育委員会、学校給食運営事務。令和４年１０月の全員協議会において、学校給食に海藻米を使用すると報告があったが、その内容は事後報告であり、米の選定基準についても明確な説明がなされなかった。今後は、納入業者や米の選定の基準を明らかにし、公平な学校給食運営に努められたいという文言にまとめました。皆さん方の意見を求めたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 委員長さんが検討されて文章を追加されましたけども、令和４年１０月の全員協議会においてというのを付け加えられましたけども、そのときも８月かどうのこうのでなりましたけども、今回は決算なんで、決算のときに私はちょっと、どういいますかね、町内の購入率とかいう質問はしたんですが、あんまりちょっとこの米のことあんまり認識なかったですけど、これは今回決算の聞き取りで、教育委員会から答弁ありましたかね。それちょっと確認したいですが。

○近藤委員長 これ要するに、町のほうの予算決算年度が３月末であります。また、米のほうの米穀年度がどうしても９月、１０月頃になりますので、なかなか年度が合わないということで、予算に載っていないということ。それから、全員協議会のほうで報告がありましたが、これは予算を伴わない変更でありましたので、正式には予算書、決算書には載っていないということであります。これを、やはりこのまま見過ごして来年の３月まで、また今年も９月、１０月に、この米の納入業者の選定も始まるわけですが、やはりそれに向けての意見は、この場に述べておかないといけない時期ではないかと思って、採用したということ、採用は皆さん方が了解の下で採用するということでありましたが、その内容が、やはりこのたび、今からその納入業者が決定される前において、この意見書を発付す

るべきではないかと考えて、この文章にさせていただきました。

大西保委員。

○大西委員 私聞きたいのは、この決算の聞き取りのときに、僕ちょっと認識があんまり薄いんで、米のそういった内容について教育委員会にヒアリングしましたかね。

○近藤委員長 櫃田委員のほうから……。

○大西委員 いや、それであるならば、私自身はこの令和４年１０月全員協議会という言葉は要らないんじゃないでしょうか。今回の決算で聞いとるならば、あえてそこまで書く必要はないんじゃないかと、私は思います。それでなかったら、過去に遡って、過去に遡ってになりますんで。

○近藤委員長 遡ってはおらんです。

○大西委員 遡るよ、だから令和４年１０月全員協議会と、これ私こだわってるんですよ。

○近藤委員長 このたびの決算は、４年度の決算でありますので、遡って指摘をしたということではないわけで。この全員協議会というのは、皆さん方の認識はどうか分かりませんが、この４年の１０月の全員協議会で初めて議員のほうに、その事業の変更が示されて、もう事業は８月から始まっていたということでした。そこも、それも一つの問題でありますので、このたび指摘するべきだと思います。

大西保委員。

○大西委員 私はそれであるならば、予算のときに意見を出すべきじゃなかったのかなと思っておるんです。予算、３月の予算のときに、どのように選定するんですか、今年は、今年度とは、５年度とは。（「すみません」と呼ぶ者あり）というのが普通じゃないでしょうか。

○近藤委員長 予算のときには、この事業の変更は議案に載っていなかったわけなんです。１０月の全員協議会で初めて報告があったということで、それに対する憤りがあるということです。要するに、８月末から始まった、要するに海藻米に変更していたのを１０月の全員協議会で海藻米に変更したという説明があって、そこで皆さん方から結構な意見が出たはずですよ。事後報告で。それに対して、やはりその内容、なぜ変更したの説明も、自分とすれば十分ではなかったという思いがしております。そこで、やはりこういったのは正式に意見としてここに留め置くべきではないかと考えております。

大西保委員。

○大西委員 私が言いたいのは、令和４年度の１０月に全員協議会でそういったの出たと

いうのであれば、あくまで令和5年度の予算は置いといて、やはりそのときに、令和5年度の予算のときに指摘するべきじゃないでしょうかと私はと思いますが。認識が違ったらあれです、却下してください。私はそう思います。あくまで、この決算に対してのあれですから、だから言いたいのは、10月の全員協議会までの文章は要らないんじゃないかと、を言いたいだけのことです。

○近藤委員長 委員長が答えるのもあれですが、要するに、5年度の予算は5年度の予算でそこで討議しとるわけなんです。議論はしとるはずなんです。このたびは4年度の決算ですので、4年度執行された事業の予算の使い方であったり、その内容であったりがこの意見書として、執行部のほうに求めるというものではないかと思っておりますので、その4年度の事業のこの学校給食の海藻米に変更されたことの内容が、ちょっと説明不十分ではなかったかということで、ここに意見書として上げたいということで、皆さん方は上げましょうという意見をいただいておりますので。ただ、この令和4年度10月の全員協議会というのが必要であるかないのかということだ、これは上げることは皆さん方が了解済みですので、上げるとしまして、その中の文章を正副委員長のほうで作ったわけですが、この発端が令和4年の10月の全員協議会にあったということを、一つ示したほうがよいではないかと考えましたので、これを調べてここに載せたわけではありますが、その点は皆さん方はどのようにお考えでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 やはり問題なのは、米の選定におきまして、これまでのやり方とは変わった形での選定の仕方があったということが出たわけですし、それが事後報告になったということで、なかなか令和4年10月の全員協議会という言葉がなければ、その時系列的な流れというのがちょっと不明瞭になるかと思っておりますので、やはり事後報告であったというところを明確に示すためには、何年何月と、日までは要らんにしても、そういうようなタイミングで報告があったということで、やっぱりこれがあったほうが、文章として流れるにもいいのかなと思います。逆に、これがなかったらどう書き方するかということで、学校給食の米の選定基準にして明確にして契約をなさいと、何かちょっと物足りん、文章として足りないと思います。ということで、この全員協議会の日にかというのは入ったがいんではないかと思えます。

○近藤委員長 そのほかの委員の意見がありますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 そののじゃなくて。別のところなんですけど。

○近藤委員長 いや、これ今のこの件について。ほんなら次。

○岡本委員 全員協議会の話じゃなくて。

○近藤委員長 この全員協議会という文言は、一応残すということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、それ以外のことで。

大西保委員。

○大西委員 この意見書の提案者ですけども、我々は予算特別委員会の意見書については、15日の5時までと。委員長宛てに出せということでしたが、これは文章出てるんでしょうか。

○近藤委員長 すみません。文章的には今思っておりませんが、この内容は出とりました。要するに……。

大西保委員。

○大西委員 近藤委員長宛てに文書は出とるんですかという確認だけなんです。

○近藤委員長 出とります。

○大西委員 後から見せてください。

○近藤委員長 はい。

○大西委員 以上です。

○近藤委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私、その特定の米の固有名までを書く必要があるのかどうかということをやっと思われます。これ選ばれた事業者さんには瑕疵はないわけで、選んだその執行部側の選び方等に問題があったということを言いたいわけですから、そこは固有名を出さずに普通に、令和4年10月の全員協議会において、学校給食に使用する米について報告があったがというふうにすれば、意味としては通るんじゃないでしょうか。ほかの文案があれば、ほかの文案でもよろしいですけれども。

○近藤委員長 その点につきまして、皆さん方どうでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 岡本委員の、そうですねというふうに私も思います。

○近藤委員長 海藻米という説明はあったわけですが、これはほんなら削除して、学校給食に使用する米の変更について報告があったがという文言に変えさせて、また再度、皆さ

ん方にお示ししたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩を取らせていただきます。

荒木博委員。

○荒木委員 いいですか。

○近藤委員長 いいです。

○荒木委員 ちょっと前に返りますけども、環境保全のところで、真ん中の設置しているが会議は令和3年、令和4年ということになってますが、会議はという文言は要らないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○近藤委員長 環境保全対策事業の2行目中ほどにあります、「空き家対策協議会」を設置しているが、令和3年、4年と2年間一回も開催されていないという変更にしたいと思います。異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そういう形で変更していきたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩に入らせていただきまして、再開を10時からにさせていただきます。検討しますので。

〔休 憩〕

○近藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

お手元に、今まで皆さんからいただいた意見を踏まえて修正した意見書案を配付しております。読み上げさせていただきます。

1、全般、主要施策の成果及び財産に関する調書には、補正予算の内容が記載されていないため、予算の執行状況を確認し難い。決算審査を的確に行うためには、補正予算も重要な要素なので、調書に補正の内容も併記され、審査に配慮されたいという意見です。

これは、修正を求められておりませんので、このまま意見書として決定させていただきたいと思います。

2、地域づくり推進課、観光振興対策事業。令和4年度から移住定住関連事業及び観光振興事業の多くを（一社）山里L o a dにちなんへの委託事業として実施することとなり、職員9名体制でこの事業に取り組んだ。外部委託した場合と町自らが実施した場合のコスト及び効果が客観的に評価できるよう具体的数値として見える化を図られたい。

3、住民課、税務総務管理事務。町税の収入未済額は令和3年度決算では1, 773万3, 215円、令和4年度決算では1, 968万4, 771円であり、およそ195万円増加している。滞納金の実態把握と具体的な回収方法を検討するため、町税等未収金取組

み会議を設置しているが、令和4年度は一度も開催されていなかった。開催できなかった要因は、人事異動や担当職員の認識不足等であるとのことであったが、町財政の基本である税に対する認識が欠落していると言わざるを得ない。要綱の定めによる年2回の会議を開催し、事務事業のスケジュール管理を対策を行うこと。

一応、全部読み上げますので、それから項目によって質疑を求めたいと思います。

環境保全対策事業。空き家対策特別措置法に基づき、空き家が管理不全な状況になることを防止するため空き家対策協議会を設置しているが、令和3年、4年と2年間一回も開催されていない。空き家等の適正管理や老朽危険家屋の評価等重要な協議会なので、定期的な開催をすること。

教育委員会、学校給食運営事務。令和4年10月の全員協議会において、学校給食に使用する米の変更について報告があったが、その内容は事後報告であり、米の選定基準についても明確な説明がなされなかった。今後は、納入業者や米の選定の基準を明らかにし、公平な学校給食運営に努められたいという文言に取りまとめました。

次には、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。

まず最初に、地域づくり推進課のほうの観光振興対策事業についてであります。これは、3行目の終わりのほうですが、コスト「並びに」を「及び」という具合に変更させていただきました。変更点は以上です。

これについて、皆さん方の意見を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）

この文言で意見書として、提出したいと思います。

住民課、税務総務管理事務についてであります。この項目は、当初の案よりも2行を削っております。開催されていなかったから2行削って、開催できなかった要因という。

（「違うよ。ここは」と呼ぶ者あり）そうだ。これはよかっただ。すみません、失礼しました。これは一番最後の項目ですが、事務事業のスケジュール管理の対策ということを、特に対策してほしいという、要するに実行してほしいという意味で、対策という文言に変更してくださいというお願いでありまして、皆さん方了承の下で、スケジュール管理の対策を行うことという具合に文言を改めさせていただきました。

これについて意見はありませんか。

ないようですので、これでこの文言で意見書とさせていただきます。

環境保全対策事業につきましては、一番下段になりますが、終わりのほうですが、「評価等重要な協議会なので定期的な開催を」を入れております。開催をすること。それから、

2行目の「設置しているが、会議は」というの「会議は」を取りまして、「設置してるが、令和3年、4年」という形で続けております。

以上の変更を行っております。これでよろしいでしょうか。

大西保委員。

○大西委員 大変小さなことなんですが、2年間一回と、1が漢字なんです。上の住民課のところは、一番下のところは年2回は英数字なんです。これ、どちらか統一された方がいいんじゃないかなと思う、小さなことですが。どうでしょう。

○近藤委員長 では、算用数字に統一してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、2年間一回もを、縦の1に。（「一度は」「住民課の」と呼ぶ者あり）住民課の様式。（「一度も開催されてなかったというところが」と呼ぶ者あり）一度は、これは一度という熟語ですので、これは変えるべきではないと思います。一回も違うのかな。一回も熟語になるのかな。

皆さん方のちょっと博識をお伺いしたいと思います。（発言する者あり）これは横一かな。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 カウントするような、要は1、2、3、こういう場合は。（「算用数字」と呼ぶ者あり）算用数字だと思うんですけど、この1回もというのは、特にカウントするというんじゃなくて、やってなかったよという意味で、どういうんでしょうか。一つの塊で、この2つで1つの語というようなイメージがあると思うんですが、これは難しいですね。

○近藤委員長 自分もよく考えると、やはりこれは漢用数字のほうが正しく認識しましたが、これはこのままでいきたいと思いますが、どうでしょうか。訂正なしということで。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

そのほかにありませんか。

ないようですので、これをもって意見書にさせていただきます。

最後に、教育委員会、学校給食運営事務についてであります。これは、海藻米という文言を取りまして、使用する米の変更について報告があったという具合に文言を訂正しております。

これに対して、皆さんの意見はありませんか。

ないようですので、この全体を通して意見がありましたら。

ないようですので、以上で意見の取りまとめは終了したいと思います。御異議ありま

せんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、また本会議において、特別委員会の決算意見として報告させていただきます。

それでは、今までいろいろ決算意見を審査をしていただきました。十分な質疑、意見交換を行ってきましたが、これからは令和４年度決算について、各案について、討論、採決を行いたいと思います。

まず、議案書のほうを見ていただいたら分かりますが、議案第６０号、令和４年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 令和４年度日南町一般会計決算認定に反対の立場です。討論の内容は本会議で申し上げます。

○近藤委員長 反対者が。

では、討論を終結いたしますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第６０号、令和４年度日南町一般会計決算認定について、意見を付して認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 ５名です。挙手多数です。よって、本案は、意見を付して原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第６１号、令和４年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和４年度日南町国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場です。内容は本会議で申し上げます。

○近藤委員長 これより採決を行います。

議案第６１号、令和４年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定に反対の立場です。内容は本会議で申し上げます。

○近藤委員長 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

議案第63号、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、討論を許します。

反対者からの発言があれば、これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場です。内容は本会議で申し上げます。

○近藤委員長 これより採決を行います。

議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のと

おり認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

議案第65号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

本案については、原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定しました。

議案第66号、令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

議案第67号、令和4年度日南町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

議案第68号、令和4年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本案については、原案のとおり認定すべきものとして決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上、本委員会に付託された9議案については、審査を終了します。

9月7日以来、長期にわたりまして委員の皆様には熱心に御審議いただき、ありがとう

ございました。おかげをもちまして、ただいま審査を終了することができました。皆さんの協力に深く感謝いたします。

9月27日に予定されています本会議には、私から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。本当に長い間ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉じます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 長

副委員長